

# 「住民投票条例」再度の否決に関する声明（声明）

2020年3月25日 政策提言市民団体 市民自治あかし

明石市議会は3月議会最終日に、再提案された住民投票条例を最大多数会派の自民党真誠会と公明党の2会派によって17対12で否決しました。

2010年3月議会で全会一致で可決成立し同4月に施行した自治基本条例に住民投票条例の制定を明記しながら、10年間“違憲状態”のまま放置してきた同じ3月議会で、2015年12月議会に続き2回目の条例案がまたしても葬られました。

明石市の自治基本条例では「市民自治のまちづくりを推進し、もって明石の自治を実現する」ことを謳っています。市民主体のより質の高いまちづくりを実現するために、市民による「市政への参画」と「協働のまちづくり」、その前提となる「情報の共有」を市政運営の原則に定めています。住民投票条例は、市民自治の要になる“究極の市民参画”ともいえるもので、これに真っ向から反対する議員や会派は、自治基本条例を定めた責任をどう考えているのか。市民自治をめざした市政運営への責任をどう果たすのかが、大きく問われます。

また、今回の条例案審議の過程では、最近の明石市議会の悪しき体質がもろに露呈されました。3月3日の総務常任委員会の審議では、議員構成上もあってフォーラム明石、維新の会、未来明石、共産党の4会派が4対3の賛成多数で可決しましたが、反対した両会派は反対内容の骨子を並べただけで、なぜ反対するのかについてほとんど明らかにしませんでした。

この条例案は自治基本条例の制定作業が始まってからすでに13年の経緯があります。住民投票条例の制定過程でも、住民投票条例検討委員会は異例の条例制定によって設置、諮問され、検討委員会は1年2ヵ月、11回におよぶ時間をかけて審議して答申しました。条例案は113ページにおよぶ大部なもので、審議の経過を詳細に記述しています。

条例案に反対するなら、当然ながら答申の内容について言及し、その結論の妥当性について詳細な反論を行ったうえで賛否を述べるのが、議員の責務です。また、議員間または会派間で真っ向から賛否が分かれる場合には、それぞれの主張の妥当性を議員間で議論し「合意形成」に努力するのが本来の議会のあり方であると議会基本条例に定めているにもかかわらず、「議員間の議論はしない」という前提の下で、議論抜きのまま、ただただ多数決で決定するという議会運営がまかり通っています。

本会議では数で勝る両会派が“逆転否決”できることを見越して、賛否の意見の相違や根拠などについての議論が全くないままに、数で押し切れればいいという最近の明石市議会の悪しき体質そのものと言わねばなりません。

本会議では3名が賛否の討論に立ちました。賛成討論に立った丸谷聡子議員（未来明石）と楠本美紀議員（共産党）はそれぞれ「会派を代表して」賛成理由を明らかにしましたが、唯一の反対討論に立った千住啓介議員（自民党真誠会）は「会派を代表して」という通常の前置きもなく反対理由を述べました。千住議員の発言は要約すれば「地方自治は間接民主制の議会が、行政の監督と議決を行っている。住民投票によって市民に議決権を委ねるのは議員として無責任で、議会人として許されない。投票結果を尊重するだけなら多額の費用をかけて住民投票を行わずとも、議会ですっかり議論して決めればいい。違憲状態を解消するなら、自治基本条例を見直せばいい」という、端から自治基本条例の趣旨も住民投票条例の必要性をも否定した発言でした。

千住議員の発言は地方自治を曲解し、住民自治の視点を否定し、自治基本条例の趣旨を認めない論外の主張です。同議員はこれまでも一貫して「市民参画」を限定的にとらえた発言を繰り返し、住民投票条例を否定し、自治基本条例の市民参画や住民投票の制定を定めた条項の廃止を主張している、市議会の中では“最右翼”の突出した思想を持つ議員として自他ともに認めています。

問題は今回の条例採決にあたり、条例制定に反対した17名の議員からは他には発言がなかったということは、両会派の議員はすべて千住議員の意見と同じ立場にある議員なのかどうかです。自民党真誠会には新人・元職議員が4名もいるほか、少なくとも多様な立場を持つ議員もいるはずです。公明党は市民参画や自治基本条例についてまた異なる意見があるはずなのですが、その意思表示もせずに市政の重要な仕組みづくりを否定しました。自立した議員として、自らの考え方や反対の根拠を明確にする、市民に対しての「説明責任」があるはずです。

明石市で住民投票条例の制定が“迷走”しているのは、2015年12月議会に最初の条例案を提案した際に、トップの指示で議案提出直前に最も重要な「直接請求に必要な署名数要件」を改ざんして提出したことに始まります。検討委員会が答申した「有権者の8分の1」を、住民にとってよりハードルの高い「6分の1」に変えてしまいました。条例素案をパブリックコメントに付して市民の意見を求めた際には答申通りの内容になっており、署名数要件については市民からは1件も異論がなかったにもかかわらずです。

市長は当時「議会の意思も大事で、多数会派の意見も配慮した」と説明したが、多数派の一部はさらに「在住外国人への投票権付与」などに反対し、改ざんに反対する議員、会派も含め全会一致で否決されました。

この“トラウマ”によって4年間条例制定は放置されたが、今回はまた、答申内容から「在住外国人」を外して提案したことによって、在住外国人の地方参政権に賛成する公明党はこの点についても反対理由に挙げました。

すなわち、迷走の大きな原因は議会の自治基本条例の制定趣旨に反する反対派議員の無理解にあります。条例案を提案する市長側にも議会対応を優先し、自治基本条例を遵守することに“腰が引けた”対応を繰り返したことも要因になっています。

さらに、市長は議会では「違憲状態を放置できない」と条例の成立を訴えましたが、2度目の条例提案を市民に周知することを怠り、「違憲状態の解消」を積極的に訴えることもしませんでした。「広報あかし」には1行も広報しないままで、HPに条例案をアップすることもなく、本気で制定をめざしたのかどうかに疑問を持たれかねません。委員会審議の後、反対会派への働きかけをおこなった痕跡もなく、本気度が疑われました。

私たちは、自治基本条例の策定作業が始まってからこの13年間、さまざまな形で市民自治の市政運営をめざす自治基本条例の制定や、そこから派生した議会基本条例、市民参画条例、協働のまちづくり条例、そして住民投票条例の制定に市民の立場から声を届けてきました。

いずれの条例も、策定当時は内容のさらなる充実を求めて意見を出してきましたが、制定後は条例の趣旨を理解し、その遵守を議会を含む市政に求めてきました。

そうした中で、唯一成立を見ていない住民投票条例が再び否決され、陽の目を見なかったことに落胆します。何よりも、議会と議員が真剣な議論を行わないまま、いとも簡単に議席の数でもって否決したことに大きな不信感を持ち、残念な思いをしています。

明石市政は本当に、市民の立場に立って運営されているのか。最近ではしばしばメディアからも良きにつけ悪きにつけ注目される機会が多い都市ですが、市政運営の根幹にかかる「市民参画」の仕組みを制度化することに、あまりにもぞんざいな議員や当局の対応に声を失います。

とはいえ、「市民自治のまちづくり」を推進することを自治基本条例の冒頭に掲げた明石市が、名実ともに「市政への市民参画」と「協働のまちづくり」その前提となる「情報の共有」を市政運営の原則とする体質に変えることをあきらめるわけにはいきません。

無残な審議で再び否決された住民投票条例を真つ当な形で実現することへ向けて、さらなる展開を進めていきたいと決意します。

以上